

広島県農業振興地域整備基本方針

令和8年3月

広島県

目 次

第 1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第 4 条第 2 項第 1 号）	1
1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
（1）都道府県面積(※)目標	2
（2）諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	2
2 農業上の土地利用の基本的方向	4
（1）南部地帯	4
（2）中北部地帯	5
第 2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第 4 条第 2 項第 2 号）	6
第 3 基本的事項（法第 4 条第 2 項第 3 号）	9
1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号イ）	9
（1）農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
（2）農業地帯別の構想	9
（3）広域整備の構想	9
2 農用地等の保全に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ロ）	10
（1）農用地等の保全の方向	10
（2）農用地等の保全のための事業	10
（3）農用地等の保全のための活動	10
3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ハ）	11
（1）農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	11
（2）農業地帯別の構想	13
4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ニ）	27
（1）農業地帯別の農業近代化施設整備の方向	27
（2）広域整備の構想	31
5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ホ）	32
（1）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	32
（2）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況	32
（3）生活環境の整備	33
（4）農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	33
6 3 に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ヘ）	33
（1）農業従事者の安定的な就業の促進の目標	33

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想.....	34
7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）.....	34
(1) 生活環境施設の整備の必要性	34
(2) 生活環境施設の整備の構想	34

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項（法第4条第2項第1号）

1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

本県の農地面積は、令和元年は 54.1 千 ha¹であったが、都市化に伴う宅地等への転用及び荒廃農地の発生等により毎年減少している。

また、本県における農業就業人口や総農家数は減少を続けており、農家数は、平成7年と比較して令和2年には約半分に減少し、年齢構成も65歳以上が平成7年の57.6%から令和2年には73.2%と高齢化が進んでいることから²、生産構造が弱体化していくとともに、農地等の生産基盤の維持が困難になることが懸念される。こうした中、デジタル技術等を生かしたスマート農業技術の導入を推進し、経営力の高い企業経営体^{*}を育成し、こうした経営力の高い担い手を中心となって持続可能な生産構造を構築していくことが重要である。

一方、農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益を多くの県民が享受していることから、農業生産活動の実施により生ずるこれらの多面的機能が、将来にわたって適切かつ十分発揮されるようにしなければならない。

このため、本県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るために定めた広島県土地利用基本計画を基本としつつ、県北部の高冷地から南部の沿岸・島しょ部に至る多様な立地を考慮し、地域に応じた対策を講ずることにより、農用地の効率的利用等の促進を図る必要がある。

農業振興地域の農用地区域内農地面積（荒廃農地を除く。）は令和5年現在（令和5年12月31日）45.8千ha³であるが、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号、以下「農振法」という。）の適正な運用、一団の農地の農用地区域への編入促進、農地中間管理機構を通じた農地の貸し付けによる荒廃農地の発生防止・解消及び諸施策の推進等を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、令和17年度の農地面積は42.8千haの確保を目標とする。

¹ 作物統計調査（令和元年耕地及び作付面積統計）

² 農林業センサス（総農家数、年齢別農業就業人口、年齢階層別の農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員数）

³ 確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査

^{*} 企業経営体とは、「農業経営において明確なビジョンを掲げ、従業員の育成や財務管理等のマネジメントを着実に実施しながら、効率的かつ持続的な経営発展を行うことができる経営体」のことを指す。（2025 広島県農林水産業アクションプログラム抜粋）

(1) 都道府県面積 (※1) 目標

都道府県面積目標年及び目標設定の基準年	基準年 令和 5 年 目標年 令和 17 年
目標設定の基準年の農用地区域内農地の面積	45,822ha
すう勢	-2,436ha
(1) 農用地区域からの除外面積 -848ha	
(2) 荒廃農地の発生面積 -1,589ha	
施策効果	803ha
(1) 農用地区域への編入促進 94ha	
(2) 荒廃農地の発生防止 187ha	
(3) 荒廃農地の解消 523ha	
その他本県において独自に考慮すべき事※2 -1,369ha	-1,369ha
都道府県面積目標※3	42,819ha

※1 基本方針における「都道府県面積目標」は、農用地区域内農地の面積から荒廃農地（再生利用が可能な荒廃農地）の面積を除いたものであり、確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査等に基づき算出。

※2 減少の主な要因は、農振法第12条の2に規定される市町の基礎調査によるもの等。

※3 端数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

① 農地の保全・有効利用

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正な運用による優良農地の確保を基に、農業生産基盤の整備等による農業生産環境の高度効率化、ため池などの防災・減災対策及び鳥獣被害の防止対策とともに、市町が策定する地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という）に基づく農業振興施策の重点的かつ集中的な実施等による担い手への農地の集積を図ることにより、既存の荒廃農地の解消及び発生防止に努め、農地の保全・有効利用を促進する。

具体的には、日本型直接支払制度の活用及び農地法（昭和27年法律第229号）第4章の遊休農地に関する措置の実施により、荒廃農地の発生防止・解消を推進する。

② 農業生産基盤等の整備

担い手への農地の集積・集約化を進め、生産性の高い持続可能な農業生産の確立ができるよう、必要となる農業生産基盤の整備を地域特性に応じて行う。

農業生産基盤の整備に当たっては、生産性の高い持続的な農業経営を目指し、スマート農業技術が最大限に活用でき、効率的な生産による品質と収量の確保、営農や施設の維持管理の省力化による生産経費の削減が可能となる工法を検討しながら進める。

その際、農用地区域外の土地を含めて整備を行うことが適当と認められる場合には、農用地区域に編入する。

③ 非農業的土地需要への対応（公用施設又は公共用施設の整備との調整）

農用地区域内の農用地については、将来にわたり確保すべきものであり、原則、農用地区域から除外は行わない。

やむを得ず農用地以外の用途に供する場合は、農振法第13条第2項の規定に基づく要件を全て満たすことを基本とするとともに、市町の振興に関する計画及び都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。

また、市町の定める農業振興地域整備計画（以下「市町整備計画」という。）については、計画的な実施が重要であり、その変更は、原則、農振法第12条の2に規定するおおむね5年ごとに行う基礎調査等に基づいて行い、農用地等の管理を正確に行うものとする。

なお、市町整備計画を市町の農地の実態に即したものとするため、既に山林原野化し、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断された農用地区域内の土地について、市町が農用地区域に残置しないと判断した場合には、一定の条件を満たした土地であれば、基礎調査を行わなくても「経済事情の変動その他情勢の推移」により農用地区域から除外できるものとする。

また、公用公共用施設の整備との調整については、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という農振法第1条の2第3項に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、農振法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努める。

④ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農振法第12条の2の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル化を促すなど、農用地等の面積や土地利用に関する適切な現況把握を行うよう推進する。

⑤ 交換分合制度の活用

農振法第13条の2の交換分合は、市町における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意し、農業振興地域内において農用地として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤強化に資することを目的として行うものである。

農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者、その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を活用する。

⑥ 推進体制の確立

農業振興地域整備基本方針の策定・変更、市町整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等、制度の適正かつ円滑な運用を図ることとする。

このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、関係市町及び県農林業団体・商工会議所などの学識経験を有する者、市町においては関係農業団体、商工会、市町の関係団体及び地域住民から必要に応じて幅広い意見を求める。

市町整備計画の策定・変更に当たっては、市町整備計画案を策定・変更する理由を付し

て縦覧し、地域住民から意見書を提出する機会を付与することにより手続の公平性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進する。

⑦ その他本県の農業の特性を踏まえた施策の推進

本県は農地の多くが中山間地域や島しょ部に分布しており、小規模零細な個別経営体が大半を占める生産構造であったことから、これまで、集落営農の法人化により経営の効率化を図り、地域農業の農地、集落機能を維持してきた。しかし、集落法人[※]の役員の高齢化が進み、法人経営や集落機能の維持が困難となっている法人も現れている。

こうした実情を踏まえ、集落法人間の連携や地域外の新規就農者や農業法人等への作業委託や経営移譲を進めるとともに、今後も集落法人が担っていく地域では、経営が継続できるよう園芸作物の導入推進や人材育成を行うことにより農地を維持する。

その際、平坦農業地域の割合が他県に比べて極めて小さい等、土地条件等に恵まれない本県の実情に応じたスマート農業技術を着実に普及させるとともに、農業者への情報提供や技術を活用する担い手の育成を進める。

また、集落法人などが地域内にいない場合、地域ぐるみにより農地や農業用水路の保全・管理する取組に対して日本型直接支払制度を活用しながら、荒廃農地の発生を防止し農用地等の確保に努める。

2 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 南部地帯

本地帯は、瀬戸内海を中心とした県の南部一帯の、本県経済の拠点である広島都市圏及び備後都市圏の都市地域とその後背地及び瀬戸内海の島しょ部を包含する地域であり、総面積は県土の48%⁴を占める。

気候は沿岸部及び島しょ部の温暖少雨な地域から冷涼で積雪もある内陸部まで多様である。平野部では都市化の進展により耕地が減少し、都市地域の後背地及び島しょ部において厳しい条件の下で農業が展開されており、農家一戸当たりの経営耕地面積は小さい。

このことから、平坦地においても面的集積が難しいため、営農開始時は担い手が希望する規模のまとまりのある農地が確保できない場合でも参入を促し、担い手が経営実績を積むことで地域の信頼を得て周辺農地を確保する取組を支援するなどにより、園芸用農地の継承を進める。

都市地域及びその後背地に位置する地域の農業的土地利用は、県内の大消費地に隣接する有利性を活かし、野菜やかんきつなどの収益性の高い園芸作物を中心に産地形成を進め、地域内の農用地の効率的利用に努める。

この地帯に含まれるほとんどの市町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画区域を設定しており、農業振興地域と都市的土地利用との調和を図ることが必要である。また、瀬戸内海国立公園区域が設定されていることから、自然環境保全との調和

⁴ 国土地理院（令和7年4月1日時点）

※ 集落（1～数集落）の農地の所有と利用を分離し、農地を集積することで、効率的・持続的な農業経営を行う法人。

にも配慮する必要がある。

このため、農業振興地域は、都市計画法に基づき設定された都市計画区域内の市街化区域及び用途地域並びに森林地帯での林業的土地利用との調和に配慮しつつ、広島都市圏及び備後都市圏の後背地一帯並びに賀茂台地一帯、島しょ部、沼隈半島の農用地、混牧林地等について指定する。

(2) 中北部地帯

本地帯は、北を西中国山地に接する県の中北部一帯であり、総面積は県土の52%⁴を占める。気候は冷涼多雨であり、山間部では豪雪地帯となる。

耕地は芸北高原、世羅台地、三次盆地、神石高原等のなだらかな地域を主体として農業が展開されており、農家一戸当たりの経営耕地面積は比較的大きい。

本地帯は、主要な農業地域を包含しているが、担い手による農業生産体制が確立された地域と高齢・兼業農家主体で農業生産の縮小が加速する地域の二極化が顕在化しつつある。

今後、集落法人の役員や構成員の高齢化が進み、農地を維持していくことが難しい法人の増加及び地域計画は策定されているが農業を担う者が不在の地域が多いため、優良農地の荒廃が一層進むことが懸念される。しかし、地域計画の実行と見直しを進めて、担い手への農地集積を効率的に進めていくための仕組みを構築するなど、より一層の担い手への集積を推進するとともに、地域と協力した日本型直接支払制度の活用や集落法人間の連携などを推進することにより、引き続き本県農業の中核的な地位を占めるものと期待される地帯である。

本地帯では、酪農、肉用牛、水稻のほか、野菜、果樹等の収益性の高い園芸作物を組み合わせた産地形成を図り、農用地の効率的利用に努める。

また、林業的色彩の強い地域については、特用林産物のほか、杉・檜等の人工造林が進展しており、集約的林業と農業との複合的發展が見込まれるため、林地における肉用牛等の放牧と採草利用など有効な土地利用の促進を通じて、飼養頭数の拡大を図る必要がある。

このため、農業振興地域は、都市計画法に基づき設定された都市計画区域内の用途地域及び森林地帯での林業的土地利用との調和に配慮しつつ、世羅台地、太田川及び江の川流域、神石高原、芸北高原及び西部山間地域に存在する農用地、放牧可能な林地等について指定するとともに、比婆道後帝釈国定公園及び西中国山地国定公園など自然環境保全との調和に配慮し、農業上の土地利用を図る。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項（法第4条第2項第2号）

（指定予定地域）

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
南部地帯	広島地域 （広島市）	広島市安芸区阿戸町、佐伯区五日市町及び湯来町、安佐南区沼田町旧戸山村、安佐北区白木町、上深川町、小河原町、狩留家町、可部町、安佐町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 31,049ha （農用地面積 1,940ha）	
	呉地域 （呉市）	呉市のうち、都市計画法の市街化区域、都市計画法の用途地域、港湾法の臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 14,920ha （農用地面積 2,502ha）	
	竹原地域 （竹原市）	竹原市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 10,386ha （農用地面積 584ha）	
	三原地域 （三原市）	三原市のうち、都市計画法の市街化区域、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 36,741ha （農用地面積 5,472ha）	
	尾道地域 （尾道市）	尾道市のうち、都市計画法の市街化区域、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 24,183ha （農用地面積 3,996ha）	
	福山地域 （福山市）	福山市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 37,029ha （農用地面積 5,139ha）	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
南部地帯	大竹地域 (大竹市)	大竹市のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,393ha (農用地面積 208ha)	
	東広島地域 (東広島市)	東広島市のうち、都市計画法の市街化区域、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 47,244ha (農用地面積 8,367ha)	
	廿日市地域 (廿日市市)	廿日市市旧原村、旧佐伯町及び旧吉和村のうち、都市計画法の用途地域、国立公園及び国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 20,716ha (農用地面積 814ha)	
	江田島地域 (江田島市)	江田島市のうち、都市計画法の用途地域、防衛施設用地及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 5,566ha (農用地面積 1,061ha)	
	熊野地域 (熊野町)	熊野町のうち、都市計画法の市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 2,009ha (農用地面積 109ha)	
	大崎上島地域 (大崎上島町)	大崎上島町のうち、港湾法の臨港地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 4,048ha (農用地面積 867ha)	
地帯計	1 2 地域		総面積 236,284ha (農用地面積 31,056ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
中北部地帯	府中地域 (府中市)	府中市のうち、都市計画法の市街化区域、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 16,369ha (農用地面積 1,816ha)	
	三次地域 (三次市)	三次市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 71,190ha (農用地面積 7,796ha)	
	庄原地域 (庄原市)	庄原市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 109,639ha (農用地面積 8,104ha)	
	安芸高田地域 (安芸高田市)	安芸高田市のうち、都市計画法の用途地域及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 41,907ha (農用地面積 4,823ha)	
	安芸太田地域 (安芸太田町)	安芸太田町のうち、国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 20,136ha (農用地面積 868ha)	
	北広島地域 (北広島町)	北広島町のうち、都市計画法の用途地域、国定公園の特別保護地区及び規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 45,306ha (農用地面積 4,386ha)	
	世羅地域 (世羅町)	世羅町のうち、都市計画法の用途地域を除いた区域	総面積 27,586ha (農用地面積 3,871ha)	
	神石高原地域 (神石高原町)	神石高原町のうち、規模の大きな森林等を除いた区域	総面積 33,812ha (農用地面積 3,250ha)	
地帯計	8 地域		総面積 365,944ha (農用地面積 34,912ha)	
県計	20 地域		総面積 602,228ha (農用地面積 65,968ha)	

※ 総面積及び農地面積は、令和5年確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況調査を参照

第3 基本的事項（法第4条第2項第3号）

1 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項（法第4条第2項第3号イ）

（1）農業生産基盤の整備及び開発の方向

生産性の高い持続可能な農業経営の確立に向け、担い手を育成・確保し経営の発展へつなげられるよう、スマート農業技術が最大限に活用でき、効率的な生産による品質と収量の確保、営農や施設の維持管理の省力化による生産経費の削減に必要な農業生産基盤の整備を進める。特に、一団のまとまりのある農地の基盤整備を積極的に進める。

なお、整備に当たっては、環境との調和及び生物多様性の保全に配慮しつつ推進する。

① 農業生産基盤整備の基本的な考え方

基盤整備は原則として農用地区域を対象とし、ほ場整備等による農地の大区画化、かんがい排水施設整備による農業用排水施設の管理省力化、排水対策による水田の畑地化などの農業生産基盤整備を進める。

既存の農業水利施設、農道、農業集落排水施設などは、劣化評価や診断、劣化予測などを行った上で補修などの対策を計画的に行うことで施設の長寿命化や機能の維持を図る。

また、農村地域における安全・安心を確保するため、ため池の防災・減災対策などソフト・ハード両面からの災害防止対策を推進する。

② 本県の農業の特性を踏まえた農業生産基盤整備の推進

沿岸島しょ部から山間地域まで、それぞれの気象条件と立地を活かしながら、栽培する作物に適した農業生産基盤の整備を推進する。

（2）農業地帯別の構想

① 南部地帯

かんきつ産地の再生・確保、野菜やかんきつなどの園芸作物の品質と収量の確保と生産経費の削減を図るため、小規模分散した農用地の集積に必要なほ場整備や農用地造成、農用地間を効率的に結ぶ連絡農道及び園内道の整備、遊休化した水田の畑地化などに取り組む。

また、農業用水を安定して確保できるよう、かんがい排水施設の整備や維持補修を進めるとともに、広域農業施設を活用した集荷及び生産資材の搬入の効率化を推進する。

② 中北部地帯

企業経営体等へ農地を集積し、品質と収量の確保、生産経費の削減を図ることができるよう、ほ場整備、農業用排水施設整備、水田の畑地化のための排水対策などの整備を推進する。

また、企業経営を目指す担い手の経営の高度化の実現に向け、かんがい排水施設、暗渠排水、客土等の整備により、園芸作物等の導入を促進する。

（3）広域整備の構想

周年出荷を実現するための畑地の整備や排水対策、生産や物流の効率化を図るための農道等の整備や保全対策等を推進する。

① ほ場整備

過去に区画等が整備された農地の再整備、小区画で不整形な農地の大区画化、一団のまとまりのある農地の整備などにより、担い手へ農地の集積・集約化を進めることにより、担い手の経営力の向上と産地づくりを推進する。

② 農道等の整備

果樹、野菜、米、酪農等、各産地間の連携を強化した生産団地の広域化に資する農道等の整備により、農産物の品質の統一及び計画的な出荷体制の確立を図る。

また、生産団地間や生産団地と選果場・加工施設を接続する農道の整備・保全により、農産物を安定供給できる生産体制の確立を図る。

2 農用地等の保全に関する事項（法第4条第2項第3号ロ）

（1）農用地等の保全の方向

① 農用地等の保全の必要性

農業者の減少、高齢化などにより、生産面積の減少と地域ぐるみによる保全活動の弱体化が進行し、今後さらに荒廃農地が増加していく恐れがある。農地や農業用施設の強靱化を図ることにより豪雨など自然災害に強い農業基盤を整備することで安定した農業生産活動を確保するとともに、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、景観の維持など公益的機能の維持発揮を図る必要がある。

② 農用地等の保全の基本的方向

日本型直接支払制度等の活用により農用地等を保全するとともに、個々の集落に適した鳥獣被害防止対策、農業委員会による農地利用状況調査及び農地利用意向調査の実施並びに農地中間管理事業を活用した地域計画に位置づけられた農業を担う者への農地集積により、農業生産活動を通じた荒廃農地の発生防止・解消に努める。

特に、耕作者の不在等により荒廃農地になる恐れがある農地のうち、地域計画の目標地図に位置付けられた農地については、知事による裁定制度などにより農地中間管理事業を活用し担い手への農地集積を進める。

（2）農用地等の保全のための事業

① 農用地等の崩壊を防止するための防災施設整備等の事業

農業生産の維持及び県土保全に資するため、ため池の整備や廃止、地すべり防止対策等により、農用地・土地改良施設等への被災の未然防止を図る。

② ほ場整備等による荒廃農地の解消

荒廃農地は、周囲の優良農地に悪影響を及ぼすだけでなく、公益的機能の発揮をも阻害することから、担い手への農地の集積・集約化に必要な農地については、ほ場整備等により一体的に整備する。

（3）農用地等の保全のための活動

① 荒廃農地の発生防止に向けた取組みへの支援

荒廃農地は、農業従事者の急激な減少及び高齢化により年々増大する傾向にあり、食料の安定供給のための農用地の確保という観点から、その発生抑制及び再生は極めて重要な

課題である。

そのため、新規就業者や参入企業、企業経営を目指す担い手のみでは、農地や集落の維持が困難であることから、こうした経営体と小規模な農家などが連携し、地域を支える必要がある。集落法人の連携による更なる経営の効率化、近隣の担い手との連携や新たな担い手への作業受託などを進めるとともに、地域リーダーが不在の地域においては、地域外の担い手等との連携を進め、集落機能や農地の維持を図る。

また、個々の集落に適した鳥獣被害防止対策を行うとともに、農地中間管理機構の借受基準に合致する農地については、農地中間管理事業を活用して担い手へ農地を集積し、農業生産活動の体制整備を通じた荒廃農地の発生防止、さらには既存荒廃農地の解消を促進することにより、適切な農業生産活動等と農用地の保全管理を図る。

② 担い手への農用地集積の促進

荒廃農地の増大が懸念される中で、優良な農用地を有効に活用し、農業生産の拡大を図っていくため、地域計画の実行と見直しを加速化する。加えて、地域計画に位置付けられた担い手の希望する農地の場所や時期を明確に把握した上で、担い手が希望する地域の農地情報を収集し、農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の集積・集約化を促進し、担い手が農業生産の相当部分を担う生産構造の確立を進める。

③ 集落協定に基づく棚田の持続的な保全活動

県内に広く分布している棚田等は、農業従事者の高齢化等に加え、作業効率性の悪さから荒廃農地の増大及び農業生産活動を通じて生ずる公益的機能の低下により、災害を誘発する危険性など周辺農用地をも含む悪影響が懸念される。

このような状況の中で、日本型直接支払制度や棚田地域振興関連事業等を活用し、棚田等の保全に努める。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項（法第4条第2項第3号ハ）

（1）農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県の農業は、多様な自然条件と恵まれた市場条件の下で、多様な農産物を生産し、地域の基幹的産業の一つとして重要な位置を占めてきた。

しかしながら、農村地域の過疎化に伴い、農家戸数、農業従事者は減少し、若い後継者の参入も少なく、高齢化が進行している。

今後は、基幹的農業従事者の減少と荒廃農地の更なる発生が予想されること、本県の農業経営規模が全国に比べ零細な状況にあることなどから、競争力のある生産構造の確立が急務となっている。

このような課題に対処するため、農業を産業として自立できる力強い生産構造へ転換することを目指して、経営力の高い担い手の育成を推進してきた。

今後は、これらのうち、企業経営を目指す経営体の経営発展意欲の醸成を図るとともに、企業経営の実現に向けた農地の集積・集約化、収益性の高い園芸作物の導入促進のた

めの基盤整備、人材育成等のしくみの導入等の経営管理手法の確立などの支援を集中的に行い、地域農業を支える核となる経営体として育成する。

また、地域農業を支える担い手の確保・育成が困難である地域については、近隣地域の担い手への作業委託や経営移譲、又は地域ぐるみで行う農地や農業用水路の保全・管理の取組に対する日本型直接支払制度の活用など、地域の実情に即し、地域農業の維持・発展のために必要な仕組みを構築する。

① 育成すべき農業経営

ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成

農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以内）及び年間農業所得（主たる従事者1人当たりの年間農業所得500万円以上）の水準を確保することができる効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような生産構造の確立を目指す。

イ 企業経営体等の育成

家族労働力中心の経営から、常時雇用を導入した経営への転換に向け、経営講座等により発展意欲の醸成を図るとともに、専門家派遣等を通じ経営ビジョンを明確にし、その実現に向けた個別課題の解決を推進する。

大規模経営を目指す経営体については、人材育成等のしくみの導入や販売力の強化、農業生産工程管理（GAP）の導入等により企業経営への転換を推進する。

また、これまで重点的に育成してきた集落法人については、集落法人間の連携による経営の更なる効率化、近隣の担い手との連携や新たな担い手への作業受託などを継続して進めていく。

さらに、企業の農業参入を促進し、地域農業の核として農業ビジネスの仕組みを確立する。

ウ 経営体区分

経営内容から、「法人経営体」及び「個別経営体」に区分する。

② 農用地の利用集積の推進

県内のほ場整備率は要ほ場整備水田面積の90%を超えたが、担い手への農地の集積・集約化は十分に進んでいないため、地域における話し合いによって地域計画の実現及び見直しを促しつつ、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積・集約化を進め、企業経営体を中心とした効率的な営農体系の構築を推進する。

③ 農用地の効率的な利用の促進（荒廃農地の活用、耕地利用率の向上）

農業経営の基盤の強化に資するものとなるよう、②の取組を基本とする。

(2) 農業地帯別の構想

営農類型ごとの経営規模及び生産方式に関する指標は次のとおり。

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
1	水稲専作	法人経営体	<作付面積> 計 100ha 主食用米 70ha 加工用米 30ha	4	8	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乗用管理機、乾燥調製施設 <その他> ・ 稚苗疎植移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種構成	○	○	
2	水稲専作	個別経営体	<作付面積> 計 15ha 主食用米 15ha 作業受託 延べ 8ha (耕起、代かき、田植え、収穫 各 2ha)	1	2	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乗用管理機 <その他> ・ 稚苗疎植移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種構成		○	
3	水稲 + 施設野菜	法人経営体	<作付面積> 計 31.8ha 主食用米 22.0ha 加工用米 8.0ha 青ねぎ (水耕) 1.8ha	5	10	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乾燥調製施設、乗用管理機、水耕プラント、防除機、パネル洗浄機 <その他> ・ 水稲稚苗疎植移植体系 ・ 機械の効率的利用が可能な水稲品種構成 ・ ロックウール培地を利用した湛液型水耕栽培		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
4	水稲 ＋ アスパラガス	法人経営体	<作付面積> 計 29.7ha 主食用米 20.0ha 加工用米 6.7ha ハウスアスパラガス 1.0ha 露地アスパラガス 2.0ha	3	15	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乗用管理機、乾燥調製施設、パイプハウス、灌水施設、防除機、運搬車、バーナー、マルチスプレッダー <その他> ・水稲稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稲品種構成 ・アスパラガス露地栽培とハウス栽培の組み合わせ		○	
5	水稲 ＋ 白ねぎ	法人経営体	<作付面積> 計 30.0ha 主食用米 20.0ha 加工用米 8.0ha 白ねぎ（11月どり） 0.8ha 白ねぎ（12～1月どり） 1.2ha	2	15	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乗用管理機、乾燥調製施設、パイプハウス、収穫機、根切・葉切機、皮剥き機、ひっぱりくん <その他> ・水稲稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稲品種構成 ・白ネギ露地栽培、チェーンポット苗購入		○	
6	水稲 ＋ きく	法人経営体	<作付面積> 計 30.0ha 主食用米 20.0ha 加工用米 9.0ha きく（小菊） 1.0ha	2	10	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乗用管理機、乾燥調製施設、管理機、動力噴霧機、選花機、杭打機、運搬車、パイプハウス <その他> ・水稲稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稲品種構成 ・きくと水稲の輪作で連作障害対策を行う	○		

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
7	水稲 + ぶどう	法人経営体	<作付面積> 計 30.0ha 主食用米 20.0ha 加工用米 9.0ha ぶどう 1.0ha	3	8	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乗用管理機、乾燥調製施設、ぶどう棚、トンネルメッシュ、スピードスプレーヤー、トレンチャー <その他> ・水稲稚苗疎植移植体系 ・機械の効率的利用が可能な水稲品種構成 ・ぶどう短梢剪定、無核栽培		○	
8	水稲 + 大豆 + 麦	法人経営体	<作付面積> 計 40.0ha 主食用米 20.0ha 大豆 10.0ha 麦 10.0ha	2	4	<資本装備> トラクター、田植機、コンバイン、育苗施設、乗用管理機、乾燥調製施設、播種機、汎用コンバイン、サブソイラー <その他> ・稚苗疎植移植体系（水稲） ・狭畦栽培（大豆） ・うね立て同時播種（麦） ・機械の効率的利用が可能な水稲品種構成		○	
9	水稲 + 肉用牛	個別経営体	<飼養頭数等> 水稲 15.0ha 繁殖牛 30頭 育成牛 6頭 イタリアンライグラス等 7.5ha	2	1	<資本装備> 畜舎、堆肥舎、トラクター、ダンプトラック、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッダーレーキ、ロールベアラー、ラッピングマシン、マニュアルスプレッダー、田植機、コンバイン、育苗器 <その他> ・放牧期間（繁殖牛）3月～9月。育成牛出荷月齢：去勢牛 26ヵ月齢、雌牛 26.6ヵ月齢		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
10	野菜専作 (キャベツ)	法人経営体	<作付面積> キャベツ 計 12ha (春まき 3ha 初夏まき 2ha 夏まき 4ha 秋まき 3ha)	2	10	<資本装備> パイプハウス、トラクター、移植機、播種機、乗用管理機、野菜運搬機 <その他> ・露地栽培、セル苗育苗	○	○	○
11	野菜専作 (イチゴ)	法人経営体	<作付面積> イチゴ(夏秋どり) 1ha	1	10	<資本装備> パイプハウス、高設栽培システム、循環扇、選果機、防除機 <その他> ・高設システムによる養液栽培(有機培地)	○		
12	野菜専作 (トマト)	法人経営体	<作付面積> トマト 2ha	4	35	<資本装備> ハウス、動力噴霧機、かん水施設、加温機、CO ₂ 発生装置 <その他> ・軒高3m以上ハウス ・周年出荷		○	○
13	野菜専作 (ほうれんそう)	法人経営体	<作付面積> ほうれんそう 2.5ha	2.5	18	<資本設備> ハウス、予冷库、動力噴霧機、土壌消毒機、かん水施設、マニュアルプレッダ、フロントローダー、管理機、真空播種機、袋詰め機、出荷調製機 <その他> ・雨よけハウス	○	○	○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
14	野菜専作 (青ねぎ)	個別経営体	<作付面積> 計 0.9ha 青ねぎ(土耕) 0.4ha×年2.5作	2	1	<資本装備> パイプハウス、トラクター、自走マルチスプレッダ、 管理機、動力噴霧器、皮むき機 <その他> ・土耕栽培 ・ハウスによる年2.5作	○	○	
15	野菜専作 (青ねぎ)	個別経営体	<作付面積> 計 4.8ha 青ねぎ(水耕) 0.8ha×年6作	2	3	<資本装備> 水耕プラント、防除機、パネル洗浄機 <その他> ・ロックウール培地を利用した湛液型水耕栽培 ・年6作		○	
16	野菜専作 (アスパラガス)	個別経営体	<作付面積> アスパラガス(露地) 1.5ha	2	5	<資本装備> 灌水施設、バーナー、防除機、運搬車、マルチスプレッダー <その他> ・露地栽培、全期立茎栽培	○	○	○
17	野菜専作 (アスパラガス)	個別経営体	<作付面積> アスパラガス(ハウス) 1ha	2	5	<資本装備> パイプハウス、灌水施設、バーナー、防除機、運搬車、マルチスプレッダー <その他> ・ハウス栽培、全期立茎栽培	○	○	○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
18	野菜専作 (トマト)	個別経営体	<作付面積> トマト(促成) 0.35ha	2	2	<資本装備> パイプハウス、トラクター、灌水装置、温風暖房器 <その他> ・ハウス加温栽培、セル苗購入中間育苗、1本仕立て、 Uターン誘引			○
19	野菜専作 (トマト)	個別経営体	<作付面積> トマト(夏秋) 0.5ha	2	2	<資本装備> パイプハウス、トラクター、養液土耕システム、動力 噴霧器 <その他> ・ハウス加温栽培、セル苗購入中間育苗、2本仕立て、 斜め誘引、つる下ろし誘引	○		
20	野菜専作 (ミニトマト)	個別経営体	<作付面積> ミニトマト(夏秋) 0.55ha	2	6	<資本装備> パイプハウス、トラクター、灌水装置、自走式防除機 <その他> ・ハウス栽培、定植苗を購入		○	
21	野菜専作 (ほうれん そう)	個別経営体	<作付面積> 計 3.3ha ほうれんそう(周年) 0.55ha×年6作	2	2	<資本装備> パイプハウス、トラクター、灌水装置、播種機、動力 噴霧機、運搬車、マニュアルプレッダー <その他> ・雨よけハウス周年栽培、年6作		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分														
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部												
22	野菜専作 (ほうれんそう)	個別経営体	<作付面積> 計 2.4ha ほうれんそう(春～秋どり) 0.6ha×年4作	2	2	<資本装備> パイプハウス、トラクター、灌水装置、播種機、動力噴霧機、運搬車、マニュアルスプレッダー <その他> ・雨よけハウス、年4作	○	○													
23	野菜専作 (わけぎ)	個別経営体	<作付面積> わけぎ 計 1.9ha <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>初夏取り</td><td>0.25ha</td></tr> <tr><td>夏取り</td><td>0.3ha</td></tr> <tr><td>秋取り</td><td>0.6ha</td></tr> <tr><td>ハウス冬取り</td><td>0.3ha</td></tr> <tr><td>冬春取り</td><td>0.3ha</td></tr> <tr><td>種球生産</td><td>0.15ha</td></tr> </table>	初夏取り	0.25ha	夏取り	0.3ha	秋取り	0.6ha	ハウス冬取り	0.3ha	冬春取り	0.3ha	種球生産	0.15ha	2	2	<資本装備> パイプハウス、トラクター、皮むき機 <その他> ・冬取り、種球：ハウス栽培 ・春～秋取り：露地栽培			○
初夏取り	0.25ha																				
夏取り	0.3ha																				
秋取り	0.6ha																				
ハウス冬取り	0.3ha																				
冬春取り	0.3ha																				
種球生産	0.15ha																				
24	野菜専作 (イチゴ)	個別経営体	<作付面積> イチゴ(促成) 0.52ha (内育苗 0.12ha)	2	2	<資本装備> パイプハウス、高設栽培システム、温風暖房器、育苗装置一式、動力噴霧器、給液設備 <その他> ・広島型高設システムによるハウス促成栽培			○												
25	野菜専作 (こまつな)	個別経営体	<作付面積> 計 3.5ha こまつな(周年) 0.5ha×年7作	2	3	<資本装備> パイプハウス、灌水装置、トラクター、動力噴霧機、運搬車、マニュアルスプレッダー <その他> ・パイプハウス、無加温、年7作		○													

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
26	野菜専作 (きゅうり)	個別経営体	<作付面積> 計 0.5ha きゅうり (半促成+抑制) 0.25ha×年2作	2	2	<資本装備> パイプハウス、温風暖房機、灌水装置、トラクター、 管理機、動力噴霧機 <その他> ・ハウス加温栽培、半促成と抑制の組み合わせ(年2作)			○
27	野菜専作 (だいこん)	個別経営体	<作付面積> だいこん(夏秋どり) 3.0ha	2	1	<資本装備> トラクター、サブソイラー、マルチャー播種機、動力 噴霧機、洗浄機 <その他> ・3～4月べたがけ、マルチ栽培	○		
28	野菜専作 (なす)	個別経営体	<作付面積> なす(夏秋どり) 0.6ha	2	5	<資本装備> トラクター、管理機、自走式防除機、運搬車 <その他> ・障壁作物(ソルゴー)での囲い込みによる総合防除		○	

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力 (人)		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
29	果樹専作 (かんきつ)	法人経営体	<作付面積> かんきつ 計 10.0ha 温州みかん (早生) 0.5ha 温州みかん (いしじ) 1.0ha レモン 6.0ha はるみ 0.5ha はっさく 0.5ha 不知火 0.5ha 育成園 1.0ha	4	20	<資本装備> 貯蔵庫、予措追熟施設、灌水施設、動力噴霧機、運搬車、剪定枝粉碎機、選果機、スピードスプレーヤー、ブロードキャスター <その他> ・土づくり、土壤水分管理、葉数確保、基本技術の励行			○
30	果樹専作 (かんきつ)	個別経営体	<作付面積> かんきつ 計 2.5ha 温州みかん (早生) 0.1ha 温州みかん (早生、マルチ) 0.1ha 温州みかん (いしじ) 0.1ha 温州みかん (いしじ、マルチ) 0.3ha レモン 1.3ha はるみ 0.2ha 不知火 0.1ha 育成園 0.3ha	2	6	<資本装備> 貯蔵庫、予措追熟施設、灌水施設、動力噴霧機、運搬車、剪定枝粉碎機、選果機、モノレール <その他> ・マルチ栽培による高品質果実生産			○
31	かんきつ + トマト	法人経営体	<作付面積> 計 5.8ha レモン 3.2ha 温州みかん (いしじ) 0.6ha 温州みかん (早生) 0.3ha その他 0.9ha トマト 0.8ha	3	15	<資本装備> 貯蔵庫、予措追熟施設、灌水施設、動力噴霧機、運搬車、剪定枝粉碎機、選果機、スピードスプレーヤー、ブロードキャスター、パイプハウス、トラクター、灌水装置、温風暖房器 <その他> ・かんきつ：土づくり、土壤水分管理、葉数確保、基本技術の励行 ・トマト：ハウス加温栽培、セル苗購入中間育苗、1本仕立て、Uターン誘引			○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
32	果樹専作 (ぶどう)	法人経営体	<作付面積> ぶどう 計 3.0ha ピオーネ（トンネル被覆） 1.0ha シャインマスカット（加温ハウス） 1.0ha シャインマスカット（トンネル被覆） 1.0ha	3	7	<資本装備> ぶどう棚、連棟ハウス、温風暖房機、スピードスプレーヤー、トレンチャー <その他> ・短梢剪定、無核栽培		○	
33	果樹専作 (ぶどう)	法人経営体	<作付面積> ピオーネ 3.2ha (加温1ha・簡易被覆2.2ha)	2	4	<資本設備> 果樹棚、ハウス、暖房機、トンネルメッシュ、かん水施設、防風網、スピードスプレーヤー、バックホー <その他> ・無核栽培	○	○	○
34	果樹専作 (ぶどう)	個別経営体	<作付面積> ぶどう 計 1.1ha ピオーネ（加温ハウス） 0.2ha ピオーネ（トンネル被覆） 0.1ha ベリーA（保温メッシュ） 0.2ha ベリーA（トンネル被覆） 0.3ha シャインマスカット（加温ハウス） 0.2ha シャインマスカット（トンネル被覆） 0.1ha	2	2	<資本装備> ぶどう棚、連棟ハウス、温風暖房機、スピードスプレーヤー、トレンチャー <その他> ・短梢剪定、無核栽培			○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
35	果樹専作 (なし)	法人経営体	<作付面積> なし 計 40ha あけみず 7ha 幸水 15ha 豊水 10ha あきづき、甘太 8ha	20	20	<資本設備> 果樹棚、スピードスプレーヤー、トラクター、ブロードキャスター、マニユアスプレッダー、フレールモア、防蛾灯、防霜ファン、灌水装置 <その他> ・ジョイント仕立て		○	
36	果樹専作 (ブルーベリー)	法人経営体	<作付面積> ブルーベリー 4ha (生食 2.8ha・加工 1.2ha)	3	6	<資本設備> 乗用草刈機、かん水施設、モノラック、動力噴霧機、フォークリフト、中耕機	○	○	
37	花き専作 (露地きく)	法人経営体	<作付面積> きく 3ha	2	9	<資本設備> 育苗ハウス、電照施設、うね成型機、かん水施設、動力噴霧機、選別機、結束機、予冷庫	○	○	
38	花き専作 (きく)	法人経営体	<作付面積> きく(ハウス) 2ha	2	19	<資本設備> ハウス、暖房機、電照設備、うね成型機、かん水施設、動力噴霧機、選別機、結束機、予冷庫			○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
39	花き専作 (花壇苗)	法人経営体	<作付面積> 花壇苗 0.9ha	2	13	<資本設備> ハウス、ベンチ、バックホー、電熱線施設、底面給水施設、予冷库、暖房機 <その他> ・パンジー他	○	○	○
40	花き専作 (きく)	個別経営体	<作付面積> きく 計0.82ha 〔施設・輪ギク 0.3ha〕 〔露地・小ギク 0.5ha〕 〔育苗圃 0.02ha〕	2	5	<資本設備> パイプハウス、電照設備、トラクター、管理機、動力噴霧機、選花機、暖房機、冷蔵庫 <その他> ・施設は加温＋電照栽培			○
41	花き専作 (きく)	個別経営体	<作付面積> きく 計0.85ha 〔露地・輪ギク＋小ギク 0.8ha〕 〔育苗ハウス 0.05ha〕	2	4	<資本設備> トラクター、管理機、動力噴霧機、選花機、杭打機、運搬車、パイプハウス <その他> ・水稲との輪作による連作障害対策	○	○	
42	畜産専作 (肉用牛)	法人経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 200頭 飼料作物 16ha	3	3	<資本設備> 牛舎、管理機、堆肥舎、放牧施設（電気牧柵）、フロントローダー <その他> ・飼料稲の播種、除草剤散布、防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○	○
43	畜産専作 (肉用牛)	法人経営体	<飼養頭数等> 肥育牛 200頭 飼料作物 7ha	1	1	<資本設備> 牛舎、管理機、堆肥舎、放牧施設（電気牧柵）、フロントローダー <その他> ・飼料稲の播種、除草剤散布、防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○	○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
44	畜産専作 (酪農)	法人経営体	<飼養頭数等> 乳牛 200頭 飼料作物 18ha	3	5	<資本設備> 牛舎、管理機、堆肥舎、放牧施設（電気牧柵）、フロントローダー、搾乳装置、哺乳ロボット <その他> ・飼料稲の播種、除草剤散布、防除はリース機械で行う ・飼料稲の収穫は他の組織に委託する	○	○	○
45	畜産専作 (養豚)	法人経営体	<飼養頭数> 6,000頭	2	9	<資本設備> 豚舎、運動場、糞尿処理施設、スキッドステアローダ、除糞機、飼料ホッパー、豚衡器、自動給餌器 <その他> ・繁殖肥育一貫経営	○	○	○
46	畜産専作 (養鶏)	法人経営体	<飼養羽数> 30万羽	2	25	<資本設備> 鶏舎、糞尿処理施設、除糞機	○	○	○
47	畜産専作 (肉用牛)	個別経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 50頭 育成牛 10頭 イタリアンライグラス 7.0ha 稲ワラ収集 15.0ha	2	1	<資本設備> 畜舎、堆肥舎、トラクター、ダンプトラック、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッダーレーキ、ロールベアラー、ラッピングマシン、マニュアルスプレッダー <その他> ・分娩間隔 12.5ヵ月、初産月齢 23.5ヵ月、繁殖牛飼養年数 10年	○	○	○

No.	経営類型	経営体区分	経営規模	労働力（人）		生産方式	地域区分		
				主たる従事者	補助従事者		北部	中部	南部
48	畜産専作 (肉用牛)	個別経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 50頭 育成牛 10頭 イタリアンライグラス等 9.0ha 稲ワラ収集 9.4ha	2	1	<資本装備> 畜舎、堆肥舎、トラクター、ダンプトラック、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッダーレーキ、ロールベアラー、ラッピングマシン、マニュアルスプレッダー <その他> ・一部（60%程度）を春～秋の半年間放牧、冬期～春期の半年間、稲発酵粗飼料（購入）を給与。	○	○	○
49	畜産専作 (肉用牛)	個別経営体	<飼養頭数等> 繁殖牛 30頭 育成牛 6頭 肥育牛 150頭 （去勢100頭、雌50頭） イタリアンライグラス等 7.5ha 稲ワラ収集 20.7ha	2	3	<資本装備> 畜舎、堆肥舎、トラクター、ダンプトラック、鎮圧ローラー、ディスクモア、テッダーレーキ、ロールベアラー、ラッピングマシン、マニュアルスプレッダー <その他> ・放牧期間（繁殖牛）3月～9月。肥育牛出荷月齢：去勢牛26ヵ月齢、雌牛26.5ヵ月齢	○	○	○

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ニ）

本県の農業経営は、中山間地域等の土地条件等の不利性に加え、農業機械及び施設の投資水準が高く、米をはじめ農産物の生産費が全国に比べて割高となる大きな要因になっている。

こうした状況に対処するため、担い手に対する資材費低減の取組の強化に向け、地域流通の関係者と連携するとともに高性能農業機械及び施設の効率的利用を図り、生産費の低減を図る。

また、中山間地域に位置し、土地条件等に恵まれない本県の状況に応じたスマート農業技術の普及に向けて、技術実証により明らかになった費用対効果等をもとに、農業者への情報提供や技術の活用を進めることで、各産地等の実情に応じたスマート農業の定着を促す。

さらに、副産物の有効利用を図るための施設整備並びに廃棄ビニール、農薬空容器など農業廃棄物の適正な回収処理の推進及び家畜排せつ物を適正に処理するための施設整備等を環境保全に配慮して進める。

これら施設の配置に当たっては、施設の配置協定、交換分合などを活用して優良農用地の保全に留意するとともに、省資源、省エネルギーの観点から間伐材又は水力の利用など地域資源を積極的に活用し、地域の特性を活かした農業用施設の整備を図る。

以上の基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の基本的な方針は次のとおりである。

（1）農業地帯別の農業近代化施設整備の方向

① 南部地帯

本地帯の農業生産は、広島都市圏及び備後都市圏といった県内の大消費地に近接し、都市の農畜産物の大きな需要を満たすとともに、その消費の動向を敏感に感ずることのできる有利な位置にあるため、施設型を中心とした野菜、果樹、花き、畜産等の資本集約的農業を中心に推進する一方、米等土地利用型作物については、生産の合理化を積極的に推進するため、農地の面的な集積を図っていく。

そこで、本地帯における重点作目は、米、麦、大豆、野菜、果樹、花き、乳用牛、肉用牛、豚、鶏及び飼料作物とし、今後における生産技術及び生産体制のあり方並びに農業近代化施設の整備は、次の方針による。

ア 米

米は、生産コストの削減及び生産性の向上、県内需要への安定供給を目標に、麦・大豆・園芸作物等を組合せた水田営農の確立及び需要に応じた生産体制の構築を推進するため、低コスト栽培等新技術の導入・普及並びに共同利用機械・施設の整備及び利用を促進する。

イ 麦

麦は、実需者ニーズに即した良質麦の安定供給及び収益性の向上を目標に、2年3作等の輪作体系への移行及び地場での加工・販売の取組を積極的に推進するため、効率的な生産体制、品質管理システムの構築、栽培技術の向上、排水対策の徹底、共同乾燥調製施設の活用等を促進する。

ウ 大豆

大豆は、実需者ニーズに対応した品種導入及び高品質な大豆生産とともに、地場での加工・販売を行うなど売れる大豆づくりを推進するため、排水対策の徹底及び品質・単

位収量の向上に向け、生産体系の団地化・組織化・機械化を促進する。

エ 野菜

野菜は、沿岸・島しょ部を中心とした温暖な気候条件を活かし、施設を導入することで冬春野菜の供給を強化するとともに、担い手を中心とした産地の構造を改善し、育成・強化を図るため、温室、ハウス施設、集出荷施設等の基幹的施設の整備により、新規参入や経営規模の拡大を推進する。また、都市近郊地域では、大消費地に近い立地を活かし、軟弱野菜を中心に多品目の周年栽培を行い、高収益をあげる経営を推進する。

さらに、スマート農業技術の導入により作業改善と規模拡大を図るとともに、病害虫・土壌管理の効率化により、持続可能な野菜生産を推進するとともに、こうした取組により生産された野菜を選果する広域的な共同選果場の整備を推進する。

オ 果樹

かんきつは、沿岸や島しょ部の傾斜地を活用し栽培される作物であり、地域農業の主要作物として生産・出荷体制が確立されている。今後は、農地を集約し、園内作業道を設置した園地改良や水資源の確保による灌漑設備の設置、病害虫対策、省力栽培の導入などにより生産性を向上させる。

また、高品質な果実を生産するための優良品種への切り替えやシステムの更新を進めると同時に、高性能な選果機を活用した安定出荷や効率的な流通を推進する。

落葉果樹は、既存の産地を維持しながら、ぶどうなど消費者ニーズの高い品目については、新たな産地を開拓し、高品質な果実を安定して生産・供給する取組を支援する。

また、ハウスなどの施設の活用などによる出荷期間の拡大や、低温流通にも対応できる出荷施設や体制の構築を推進する。

カ 花き

花きは、きくについては、ハウスなどの施設導入や共同で選花や販売を行うなど生産・出荷体制の効率化を進めながら生産者の育成や経営規模の拡大を推進する。

施設型の切り花や鉢植えなどの品目については、生産から販売までの一貫した流通体制の整備や生産者の育成、共同利用の機械・施設の導入による大規模かつ効率的な園芸施設の整備を推進する。

キ 乳用牛

酪農は、大きな消費地を抱える恵まれた生産条件を活用し、飲用牛乳の消費の定着と拡大を図りながら県内生乳の確保を行う。

酪農及び肉用牛生産近代化計画に基づいた振興施策の展開を図り、新たな投資を伴う飼養規模の拡大を図るだけでなく、地域の生産環境及び経営の実情に即し、現状規模で飼養管理技術などの向上による経営の効率化を推進する。

また、経営規模を拡大する場合は、過剰な投資とならないよう経営計画に十分配慮しながら、後継者不在の飼養管理施設など経営資源の有効活用、搾乳ロボット等スマート農業技術の実装、飼料給与はTMR（混合飼料）給与方式等の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備、耕種部門等地域との連携強化等環境保全対策を推進し、環境にやさしい酪農経営の展開を推進する。

ク 肉用牛

肉用牛繁殖経営においては、専門的な経営の飼養規模拡大を推進し、企業経営体が中核となる生産構造への転換を進める。

また、繁殖経営の労働力軽減及び作業の効率化・合理化のため、キャトルステーション等のほ育育成施設の充実強化を推進するとともに、放牧の推進、地域の飼料供給センターの利用拡大を進める。

肥育経営については、地域ブランドなどの広島血統和牛の安定供給を図るため、飼養規模の拡大、繁殖部門の導入による一貫化への移行や経営管理力の向上など企業経営の育成を推進する。

ケ 豚、鶏

中小家畜については、家畜疾病対策や家畜排せつ物の適正処理を含めた生産環境の一層の充実を進め、環境にやさしい、競争力のある経営体の育成を図る。

また、家畜の健康管理と畜産物の安全管理に取り組み、消費者に安全で安心な畜産物を供給する体制を整備する。

コ 飼料作物

水田における飼料作物の作付及び水田放牧等の耕畜連携を推進し、飼料生産の効率化・省力化を図る。

② 中北部地帯

本地帯の農業生産は、土地資源と結びつく部門の規模拡大を基本とし、米、果樹のほか、需要の増大が見込まれる麦、大豆、野菜、花き及び大家畜を基幹作目として主産地形成の促進を図る。

特に、米作については今後の消費の動向に即して生産の合理化及び良質米主産地の育成を促進する。

以上の観点から本地帯の重点作目は、米、麦、大豆、野菜、果樹、花き、乳用牛、肉用牛、鶏、豚及び飼料作物とし、今後における生産のあり方及び農業近代化施設の整備の方針は、次のとおりとする。

ア 米

米は、生産コストの削減及び生産性の向上、県内需要への安定供給を目標に、麦・大豆・園芸作物等を組合せた水田営農の確立及び需要に応じた生産体制の構築を推進するため、低コスト栽培等新技術の導入・普及並びに共同利用施設の整備及び利用を促進する。

イ 麦

麦は、実需者ニーズに即した良質麦の安定供給及び収益性の向上を目標に、2年3作等の輪作体系への移行及び地場での加工・販売の取組を積極的に推進するため、効率的な生産体制、品質管理システムの構築、栽培技術の向上、排水対策の徹底、共同乾燥調製施設の活用等を促進する。

ウ 大豆

大豆は、実需者ニーズに対応した品種導入及び高品質な大豆生産とともに、地場での加工・販売を行うなど「売れる大豆づくり」を推進するため、排水対策の徹底及び品質・単位収量の向上に向け、生産体系の団地化・組織化・機械化を促進する。

エ 野菜

野菜は、夏秋野菜を中心とした高収益品目の生産を推進し、計画的な出荷体制の構築に向けた集出荷施設や選果施設の整備を行い、規格の統一、出荷規模の拡大につなげることで生産者の負担軽減を図り、担い手の新規参入及び経営規模の拡大を行い産地の育成強化を推進する。

また、スマート農業技術の導入や農用地の団地化を進め、既存産地と新規産地の育成を図るとともに、施設化や総合防除の実践や水田の畑地化による土壌改良を通じて持続可能な野菜生産を推進する。

オ 果樹

ぶどうや梨等の大規模産地においては、水田への導入やスマート農業技術を取り入れた栽培体系を確立させ、樹園地の集積や園地改良、水資源の確保による灌漑設備の設置など生産基盤の整備を進め、産地間の連携を活用した共同販売・安定供給体制の確立を目指し担い手の経営安定を推進する。

また、りんご、柿などの小規模産地では、地域の気候・立地条件を活かした特色ある経営に繋がるよう農業基盤の整備や共同販売体制の強化を推進する。

こうした取組により担い手による産地の拡大を図るとともに、加工品の開発や地域特産品としての販路拡大にも注力し、地域の特徴を生かした持続可能な果樹農業に発展させる。

カ 花き

花きは、気温の較差を活かした夏季の高品質な品目の導入を行い、共同選花販売を通じた集出荷体制の合理化を進めるとともに、市場への輸送時間を短縮し、広域産地との連携による販路拡大を目指すこと等で、担い手の経営規模の拡大を推進する。

キ 乳用牛

酪農は、大きな消費地を抱える恵まれた生産条件を活用し、飲用牛乳の消費の定着と拡大を図りながら県内生乳の確保を行う。このため、酪農及び肉用牛生産近代化計画に基づいた振興施策の展開を図ることとし、新たな投資を伴う飼養規模の拡大を図るのみでなく、地域の生産環境及び経営の実情に即し、現状規模で飼養管理技術などの向上による経営の効率化を図る。

また、経営規模を拡大する場合は、過剰な投資とならないよう経営計画に十分配慮しながら、後継者不在の飼養管理施設など経営資源の有効活用、搾乳ロボット等スマート農業技術の実装、飼料給与はTMR（混合飼料）給与方式等の導入を推進するとともに、家畜排せつ物処理施設の整備、耕種部門等地域との連携強化等環境保全対策を推進し、環境にやさしい酪農経営の展開を図る。

ク 肉用牛

肉用牛繁殖経営においては、集落法人の経営高度化のために繁殖部門の導入を推進するとともに、専門的な経営の飼養規模拡大を推進し、担い手が中核となる生産構造への転換を進める。

また、繁殖経営の労働力軽減、作業の効率化・合理化のため、キャトルステーション等のほ育育成施設の充実強化を推進するとともに、放牧の推進、地域の飼料供給センタ

一の利用拡大を進める。

肥育経営については、地域ブランドなどの広島血統和牛の安定供給を図るため、飼養規模の拡大、繁殖部門の導入による一貫化への移行や経営管理力の向上など企業経営の育成を推進する。

ケ 豚、鶏

中小家畜については、家畜疾病対策や家畜排せつ物の適正処理を含めた生産環境の一層の充実を進め環境にやさしい、競争力のある経営体の育成を図る。

コ 飼料作物

飼料作物については、生産コストの低減、経営の安定化及びたい肥の草地等への適切な還元による畜産基盤安定への対応を図るため、自給飼料の作付け拡大を推進する。

このため、農地の集積・集約化による作付規模拡大及び飼料作物優良品種の活用による単位収量の増大により生産コストの低減及び品質の向上を図る。

また、作付規模の拡大、高齢化等に伴う労働力不足等に対応するため、集落法人による飼料作物生産、農用地利用の集団化、飼料生産の共同作業及びコントラクター（飼料生産受託組織）の育成等による効率的な生産体制の構築を推進するとともに、水田におけるWCS用稲や飼料用米などの飼料作物の作付及び水田放牧等の耕畜連携を推進し、飼料生産の効率化・省力化を図る。

(2) 広域整備の構想

広域的な農業近代化施設の整備については、その受益の範囲等からみて、広域的な見地から整備を図ることがより効果的なものは地域の実態とともに社会経済的条件の変化に留意しながら積極的に推進する。

広域施設の整備については、技術革新に対応した高能率の施設整備を図るとともに、流通形態の多様化及び消費者のニーズにも即した広域加工処理施設及び資源循環型農業推進のための家畜排せつ物処理施設を整備する。

① 野菜集出荷施設

野菜の需要に合わせて出荷規模を拡大し、流通を効率化するために、出荷規模、野菜の特性、地域の実情等に即した集出荷場を設置し、選果機や自動梱包機、低温貯蔵施設などを整備する。また、共同販売体制を確立し、流通機構の合理化を推進する。

② 果樹広域選果場

かんきつ類においては、地理的条件に基づいた地域で、光センサー選果機などの高性能選果機を導入した大規模選果施設及び生産情報の高度化と物流の迅速化に対応した生産販売体制を整備する必要がある。今後は、市場の大型化や流通形態の変化、消費者ニーズの多様化に対応するため、効率的な集出荷体制の再構築を推進する。

③ 家畜取引市場

地域家畜市場は、平成4年度に三次家畜市場に再編整備され、農協組織による集荷・販売体制が確立している。

今後は、中国地方における中核的な市場として位置付けられるよう、県外からの集荷体制の確立及び市場高度化施設の整備を進め、市場機能の高度化を推進する。

④ 食肉処理施設

食肉処理加工施設は、平成 30 年度に北部（全国農業協同組合連合会広島県本部三次食肉加工センター）が閉鎖し、県西部（広島市中央卸売市場食肉市場）、東部（福山市食肉センター）の 2ヶ所に整理され、生産と消費地域を結ぶ食肉流通の拠点として重要な機能を果たしている。

食肉の安全性をさらに高めるためには、生産から流通段階における安全性の確保が重要な課題であり、生産履歴及び流通履歴表示に対応した施設整備を進める。

一方、輸入食肉との価格競争に対抗する上で、食肉流通コストの削減が必要であるため、部分肉流通センターの有効活用を進め、より効率的な流通体制の整備を図る。

⑤ 家畜排せつ物処理施設

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）の制定に伴い策定した広島県家畜排せつ物利用促進計画に基づき、家畜排せつ物処理施設から生産された堆肥の地域内又は経営内での利用を図る。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号ホ）

（1）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

産業として自立できる力強い生産構造への転換を目指し、農業生産物のブランド化・高付加価値化、収益性の高い園芸作物などへの経営転換（経営の高度度化）や GAP の導入推進、販売力強化を強めながら、企業経営体の育成を推進してきた。今後は、これまで育成してきた企業経営体が、スマート農業等の導入により生産性を高めていくとともに、こうした担い手を中心となって持続可能な生産構造を構築していくことが重要である。

また、新規就農を希望する者にとって、農業技術の習得や、農用地の確保、施設・機械整備などが経営の早期安定化に向けての課題となっている。

こうした課題を解消していくため、県及び地域の関係機関が連携し新規就農者を育成する仕組みづくりを推進する。

（2）農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の状況

ア 広島県立農業技術大学校

農業を職業として選択することに対して、明確なビジョン（将来のありたい姿）と目標（キャリアプラン、生活設計）を持ち、経営力やマネジメント能力を備えた将来の広島県農業の核となり得る人材を育成する。

なお、学生に対して先進的な経営体との意見交換の機会等を提供することにより、就業イメージの醸成を図る。

イ 広島県立総合技術研究所 農業技術センター

開かれた試験研究機関として、農業に関する試験研究及びその成果の普及指導等を行う。

ウ 広島県立総合技術研究所 畜産技術センター

開かれた試験研究機関として、畜産に関する試験研究及びその成果の普及指導等を行

う。

(3) 農業を担うべき者の育成及び確保のための生活環境の整備

農業を担うべき者の定住を図るため、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）等と調和を図り、生活環境の整備を進める。

(4) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

① 農業技術の習得

広島県立農業技術大学校及び市町等で実施する研修等において、農業を担うために必要な技術の早期習得を支援する。

② 就農に向けた各種の情報提供

J A グループ等と連携し、就業情報を掲載したホームページの運営、窓口対応やイベント対応等により就業相談を実施するとともに、関係機関と情報共有や連携により、研修や就業に至るまでのフォローアップを強化するなど、新規就業者の確保につなげる。

③ 就農の仕組みづくり

市町・J A グループ等が実施する研修については、就農後の定着率が高いなど実績のある研修制度を横展開するとともに、実践型研修制度により、経営モデルに沿った栽培技術や経営スキルを習得させ、将来、規模拡大につながるモデルを実現できる新規就業者を育成する。

また、雇用就業希望者の受け皿となる農業経営体に対して、財務管理や人材育成の仕組みなど、組織体制の整った企業経営を目指す経営体となるよう引き続き支援する。

④ 経営力向上のために必要な各種の情報提供

新規就業者を集めての交流機会の提供、ひろしま農業経営者学校の実施により経営スキルの習得を支援する。

⑤ 円滑な就農等に必要な資金手当

円滑な就農への誘導及び就農後の経営安定を図るため、農業制度資金等の活用により、農業経営を開始する際の機械及び施設等の導入に必要な資金について支援する。

⑥ 食農教育の推進

農業・農村に対する理解の促進を図り、将来の農業の担い手確保に資するため、地域で取り組まれている農業体験学習及び学校給食等における地域食材の活用を促進する。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項（法第 4 条第 2 項第 3 号へ）

(1) 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農村地域は、小規模零細な生産構造の上、国際化及び産地間競争の激化により、農業生産が減退していることに加え、若年層を中心とした農村地域からの人口流出が依然として続いており、人口構成の高齢化の進展など地域振興上重大な問題を抱えている。

このような情勢の下で、農村地域が、食料の安定供給、自然環境の保全及び健全で活力

ある地域社会の維持形成などの役割を果たす地域として発展するためには、企業経営体の生産性や経営力を高めていくとともに、こうした担い手を中心となって、持続可能な生産構造を構築していくことが重要である。

このため、企業経営体を確保・育成し、農産物の高付加価値化等による農業の振興を図るとともに、農林水産業・商業・工業が連携した取組により地域の活性化を図り、不安定な就業形態にある兼業農家の安定した就業機会の確保に努める。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

① 地域資源を活かした農業の高付加価値化の推進

これまでに整備された地域農畜産物加工施設、販売施設等の効果的な活用及び地域資源を活用した6次産業化の推進や特色ある農林水産物の情報発信、販売促進により、地元における安定的な就業機会の確保を図る。

② 農村地域への産業の導入等に関する法律等に基づく企業立地の推進

農村地域への産業等の導入に当たっては、優良な農用地の確保に留意しつつ、立地条件及び輸送条件、市場との関連を考慮して地区を設定し、農村地域への産業の導入等に関する法律（昭和46年法律第112号）、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）等に基づく施策との連携を図る。

なお、農村地域への産業等の導入に伴い増加する労働力に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分留意しつつ、導入される産業等の特質に応じ、農業で自立しがたく他産業への就業を希望する農業従事者を重点的に充て、これらの者の安定的な就業機会の確保を図る。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項（法第4条第2項第3号ト）

(1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村地域は、散在、散居が多く、しかも過疎化が著しく、土地条件等の不利な地域等もあり、生活環境の整備が都市部に比べ立ち遅れている。

一方、都市部及び近郊では農村の混住化及び農家の生活様式の都市化によって伝統的な農村景観の喪失、地域社会のまとまりが希薄化しつつある。

このような状況の中で、農村地域における定住の促進や農村環境を改善し、かつ維持するためには、農村地域における構造改善とあわせて農村地域の良好な生活環境を確保するための施設や交通アクセスの整備等を推進することが必要である。

(2) 生活環境施設の整備の構想

農村地域の多様で豊かな自然を活かし、定住者及び来訪者の双方が共感できる快適な生活空間を創出するため、計画時点から住民自らの参画を促し、各地域の自然条件・立地条件を活かした地域づくりを地域の選択と責任により推進する。

生活環境施設の整備に当たっては、既存施設の有効利用を図るとともに、類似施設との機能分担を明確にし、地域住民の連帯意識の醸成を助長し、計画時点から住民自身の参画

を積極的に促進するとともに、施設の維持、運営に関する協定制度を活用して当該施設の適正な維持、運営を促進する。

なお、生活環境施設の用地の選定に当たっては、自然環境の保全及び市町整備計画との整合を図り、優良な農用地の保全に十分配慮を行う。

また、生活環境整備については非農業者とも合意形成を図り、農村地域における快適な生活空間の創出を図る。